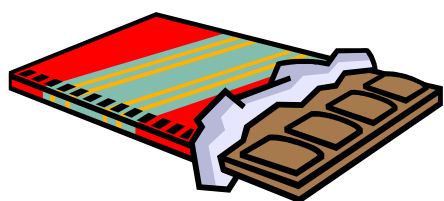


輸入手続に係る重要なお知らせ

～加糖調製品の輸入者および通関業者の皆様へ～

平成30年12月30日（日）にTPP11協定が発効し、同日以降に輸入申告を行う加糖調製品は砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律により輸入申告の前に、（独）農畜産業振興機構（alic）との売買手続が必要となりました。



新たに機構との売買の対象となる輸入加糖調製品

全世界から輸入される砂糖とココア粉や粉乳などを混合した加糖調製品（一部対象外（注））。

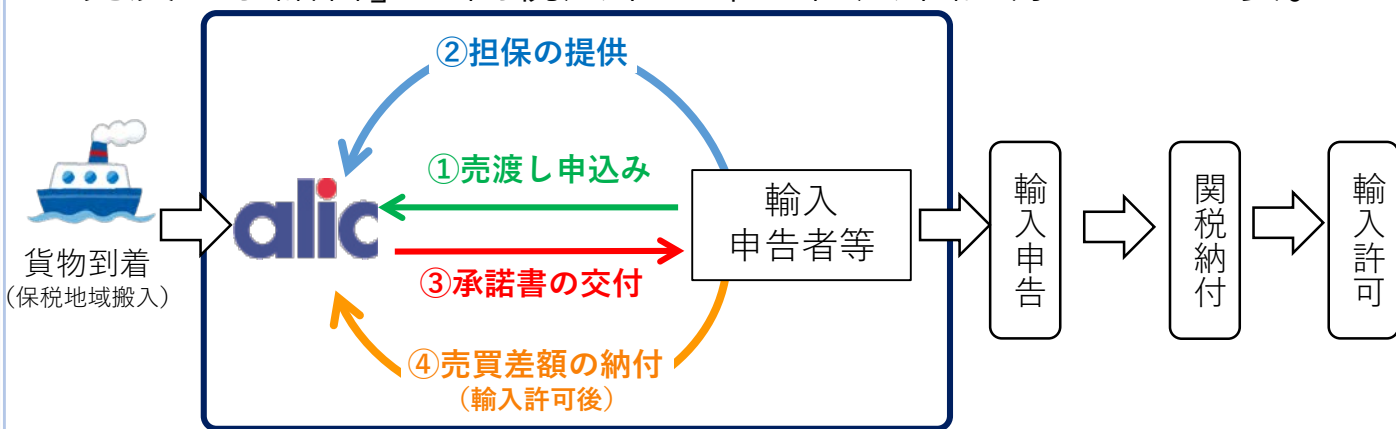
対象となる品目は以下の統計品目番号（HSコードの下3桁が赤字のものは、平成30年12月30日以降に適用された統計品目番号）。

種類	統計品目番号（HSコード）			
ココア調製品	1806.10-110	1806.20-112	1806.20-121	
	1806.32-212	1806.90-212		
粉乳調製品	1901.90-219	<u>2106.90-283</u>	2106.90-284	
調製した豆	2005.40-191	2005.51-191		
コーヒー調製品	<u>2101.11-110</u>	2101.12-111	2101.12-246	
その他調製品	2101.20-246	<u>2106.10-219</u>	2106.90-252	
	2106.90-281	2106.90-282	2106.90-510	2106.90-590

（注）対象外となるのは、TPP11協定の関税割当の適用を受けて輸入されるものおよびTPP11協定の適用国から輸入されるアンダーラインのもの。

機構への輸入加糖調製品の売渡しのイメージ

- ✓ 輸入申告の前に、機構に輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しの手続きを行い、輸入許可後にその売買差額を納付。
- ✓ 輸入申告書の添付資料として、機構が発行する「買入れ及び売戻し承諾書」が関税法第70条の他法令証明として必要。

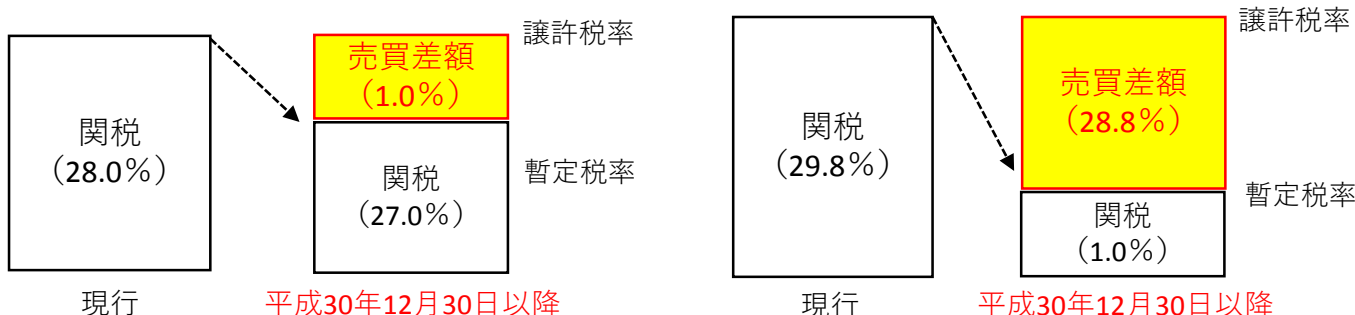


売買差額の負担額のイメージ

- ✓ TPP 11 協定の発効日（平成30年12月30日）以降は、現行の譲許水準の範囲内で、関税（暫定税率）と売買差額の両方を負担。
- ✓ 売買差額は、譲許税率と関税の差額部分となる。

（例：ココア調製品 1806.20-190）

（例：ソルビトール調製品 2106.90-510）



（注）上記の図は一例であり、種類に応じて譲許税率と関税は異なる。

<問い合わせ窓口>

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部 輸入調整第二課

電話：03-3583-8775 / F A X：03-3583-8762

URL：<https://www.alic.go.jp>



alic 検索

最新情報は、
こちらからアクセス。

